

第 104 回 学長選考・監察会議議事概要

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 8 日（火）13 時 30 分～14 時 44 分
- 2 場 所 Zoom 会議
- 3 出席者 三輪委員，伊藤委員，小田委員，佐久間委員，森委員，柴田委員，
鈴木委員，佐藤委員，菊地委員，小野寺委員 以上 10 名
＊オブザーバー：岡監事，赤塚監事

4 議事概要の確認

第 102 回学長選考・監察会議及び第 103 回学長選考・監察会議（書面審議）議事概要が確認され，承認された。

5 審議事項

（1）被推薦者が学長選考候補者となる資格の確認について

学長選考基準 4 (1) の定めに基づき，教育研究評議会から小野寺理氏，川端和重氏，柴田透氏，末吉邦氏，鈴木敏夫氏及び染矢俊幸氏の 6 名の推薦があり，そのうち，柴田透氏，鈴木敏夫氏から教育研究評議会議長あてに推薦を辞退する旨の申し出があった旨の報告があった。

また，学長選考基準 4 (1) の定めに基づき，経営協議会から川端和重氏，染矢俊幸氏の 2 名の推薦があったこと及び学長選考基準 4 (2) の定めに基づく本学常勤教員の 30 人以上の連署による推薦が提出期限までになかったことについてあわせて報告があった。

次いで，学長選考・監察会議規則第 6 条第 3 項の定めに基づき，学長選考候補者の確定の対象となった柴田委員，鈴木委員，小野寺委員については，本審議に加わることができないことから，一時待機室で待つこととした。

その後，柴田透氏，鈴木敏夫氏の教育研究評議会からの推薦を辞退する旨の申し出の取扱いについて諮られ，柴田透氏，鈴木敏夫氏の辞退を認め，学長選考候補者としなことが承認された。

柴田委員，鈴木委員が入室した後，教育研究評議会から推薦のあった小野寺理氏，川端和重氏，末吉邦氏及び染矢俊幸氏の 4 名について，国立大学法人新潟大学学長選考基準 3 に定める学長選考候補者としての資格を有するかについて，各氏の略歴調書及び主要業績に関する調書を確認した後に審議が行われ，小野寺理氏，川端和重氏，末吉邦氏及び染矢俊幸氏の 4 名を学長選考候補者としての資格を有する者と認めるとの結論で承認された。

（主な意見及び質疑等）

・なし

(2) 被推薦者が学長選考候補者となる意思確認の求めについて

学長選考基準5の定めに基づき、被推薦者本人が学長選考候補者となる意思を有するか確認の必要があるため、学長選考基準細目4の定めに基づき、小野寺理氏、川端和重氏、末吉邦氏及び染矢俊幸氏の4名に対し書面で照会すること及び令和7年7月8日付けで照会し7月16日を回答の期限とするについて審議し、承認された。

また、意思確認後の辞退については、学長選考の透明性・公平性の観点から原則認めないことが確認された。

(主な意見及び質疑等)

・なし

(3) 学長選考実施計画の意向投票管理委員会への通知について

令和7年5月8日開催の本会議において設置することが認められた意向投票管理委員会について、教育研究院の各学系から各3名の委員選出があった旨の報告があった後、学長選考基準細目2(2)の定めに基づき、令和7年5月8日開催の本会議において決定した学長候補者選考実施計画を意向投票管理委員会に通知することについて審議し、承認された。

(主な意見及び質疑等)

・なし

(4) 学長選考候補者の所信表明会実施要項について

学長選考基準6及び学長選考基準細目5の定めに基づき実施する学長選考候補者の所信表明会の実施要項(案)について審議し、学長選考候補者への質問は事前にも受け付けることとし、原案どおり承認された。

関連して、所信書について、ページ数の定めはないが6ページ以内を目安として示し、文字サイズも指定した上で、各学長選考候補者に作成依頼することが承認された。

(主な意見及び質疑等：○委員等の発言，■事務局の発言)

○所信表明会が日程調整次第では意向投票日の直前になる可能性があることや、チャットでの質疑応答は対応しにくいことも考慮し、事前に質問を受け付け、事前収録の上、一斉に8月20日頃に動画配信する方がよいのではないかと。

○質疑の際の候補者の対応や言葉選びをリアルに見られることが望ましいが、事前収録だとその様子が確認できない。

■8月8日の所信書の公開日以降に事前に質問を受け付け、所信表明会の中でチャットで寄せられた質問と合わせて当日候補者に質問し、その

場で答えてもらうことにしたい。

○質疑の時間は、一人当たりどの程度を予定しているか。また、候補者への質問はどのように行うのか。

■候補者の人数にもよるが、質疑は 10 分程度を予定している。候補者への質問は、事務局で取りまとめたものを、当日、進行役にお渡しし、候補者に質問いただく予定である。

○所信書は、ページ数だけでなく文字サイズも指定した方がよい。

(5) 国立大学法人新潟大学学長選考基準細目の一部改正について

国立大学法人新潟大学学長選考基準細目の一部改正について審議し、承認された。

(主な意見及び質疑等)

・なし

6 報告事項

(1) 学長選考候補者の推薦に関し学外委員の会が出された意見について

令和 7 年 6 月 24 日開催の経営協議会学外委員の会が出された意見を踏まえ、今回の学長選考が終了した後に、学長選考候補者の推薦までのプロセスの見直しや意向投票の在り方等について本会議で議論したい旨の報告があった。

(主な意見及び質疑等)

○学外委員にとって、学長選考候補者の推薦のための事前情報が少なすぎるので、事前に学長から後継者育成に関する意見を聞く機会を設けるなど、次回の学長選考では、十分な情報の下で議論した上で推薦できることが望ましい。

○学長の意見は影響が大きすぎるので、慎重に考えていく必要がある。